

公益社団法人日本カーリング協会 アスリート特別委員会規程

第1章 総則

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規定に基づいて設置されたアスリート特別委員会に関することを定める。

第2章 目的

第2条 この委員会は、競技・選手に関する事項、競技の発展、振興、普及に関する事項、社会的貢献や選手の活動、生活に関する事項について競技力向上のための環境をより良くして行く為に意見や情報を審議、精査し理事会に提案する事を目的とする。

第3章 所管事項

第3条 アスリート特別委員会は、第2条のほかアスリートに関連する事項について理事会に意見を具申し、理事会の諮問に応じる。

第4章 委員

第4条 この委員会に次の委員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 必要に応じて若干名
- (3) 委員 若干名 必要に応じて委員内から事務局長を置く

第5条 委員長は、理事会の選考に基づき、会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3 委員は、本協会理事、本協会加盟団体役員、本協会競技経験者及び本協会競技者のうちから、理事会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

第5章 任期

第6条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第6章 委員会

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面による委員会の場合、定款第34条にある書面による理事会の決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があったものとみなす。

4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、保存する。

第8条 本協会会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第9条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7章 規定の変更

第10条 この規定は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規則は平成27年10月31日から施行する。